

平成17年8月定例会

〔 会期 平成17年 8月24日(水) 1 日 限 〕
〔 場所 東京第1ホテル鶴岡 2F 鶴の間 〕

平成17年第3回庄内広域行政組合議会
8 月 定 例 会 会 議 録

平成17年8月24日(水曜日)午後3時開議

出欠席議員氏名

議長 吉田 義彦

出席議員 (23名)

1 番	橋本 明宗	2 番	長谷川 肇
3 番	佐藤 文晴	4 番	門田 克己
5 番	佐藤 勝	6 番	毛屋 実
7 番	日下部 忠明		
9 番	齋藤 久	10 番	山口 猛
11 番	菅原 元	12 番	五十嵐 慶一
13 番	進藤 篤	14 番	佐藤 甚一郎
15 番	・橋 信幸	16 番	石川 憲雄
17 番	新館 俊雄	18 番	小松原 俊
19 番	野村 廣登	20 番	神尾 幸
21 番	芳賀 誠	22 番	富樫 正毅
23 番	高橋 一夫	24 番	吉田 義彦

欠席議員 (1名)

8 番 大瀧 力

説明のために出席したもの

理事長 富塚陽一
(鶴岡市長)

副理事長 小野寺喜一郎
(遊佐町長)

理事 中村博信
(羽黒町長)

理事 阿部誠
(三川町長)

理事 原田眞樹
(庄内町長)

理事 後藤孝司
(八幡町長)

理事 加藤寛英
(平田町長)

収入役 中村雄一
(鶴岡市収入役)

監査委員 阿部敬蔵
(酒田市監査委員)

参与 佐藤智志
(鶴岡市総務部長)

参与 青木博
(鶴岡市産業部長)

理事 阿部昇司
(藤島町長)

理事 難波玉記
(櫛引町長)

理事 佐藤征勝
(朝日村長)

理事 佐藤正明
(温海町長)

理事 佐々木藤正
(松山町長)

収入役職務代理者 諏訪浩
(鶴岡市会計課長)

監査書記 永井明
(酒田市監査事務局長)

参与 松本恭博
(酒田市企画調整部長)

参与 和田邦雄
(酒田市農林水産部長)

事務局長兼
青果市場管理事務所長兼
食肉流通施設事務所長
菅原 一 司
(鶴岡市総務部付参事)

広域行政事務所
所 長 阿 部 一 也
(鶴岡市企画調整課付主幹)

広域行政事務所
次 長 小 林 貢
(鶴岡市企画調整課長)

広域行政事務所
次 長 丸 山 至
(酒田市企画調整課長)

青果市場管理事務所兼
食肉流通施設事務所
主 幹 真 田 昭 良
(鶴岡市農政課付主幹)

青果市場管理事務所兼
食肉流通施設事務所
次 長 阿 部 幸 秀
(酒田市職員課付課長補佐)

事務局職員出席者

広域行政事務所
主 査 阿 部 博
(酒田市企画調整課長補佐)

広域行政事務所
主 査 國 井 儀 昭
(羽黒町企画商工課主査兼係長)

広域行政事務所
主 任 今 井 弘 喜
(庄内町情報発信課主任)

食肉流通施設事務所兼
青果市場管理事務所
管理主査 守 屋 裕 蔵
(酒田市農政課付主査)

青果市場管理事務所兼
食肉流通施設事務所
係 長 高 橋 慎 一
(庄内町産業課付係長)

議事日程

議事日程第1号

平成17年 8月 24日(水曜日)午後3時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 改選議員の議席の指定
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議会運営委員会委員の選任
- 第 5 報第 1 号 庄内広域行政組合と畜場設置及び管理条例の一部を改正する
条例の専決処分の承認について
- 第 6 認第 1 号 平成16年度庄内広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定
について
- 第 7 認第 2 号 平成16年度庄内広域行政組合庄内地方拠点都市地域事業
特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認第 3 号 平成16年度庄内広域行政組合青果市場事業特別会計歳入
歳出決算の認定について
- 第 9 認第 4 号 平成16年度庄内広域行政組合庄内食肉流通センター事業
特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 議第10号 庄内広域行政組合公告式条例等の一部改正について
- 第11 議第11号 公設庄内青果物地方卸売市場業務条例の一部改正について
- 第12 議会第1号 庄内広域行政組合議会運営委員会条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

~~~~~

**議長 吉田義彦議員**

本組合議会開会前に申し上げますが、7月の庄内町誕生に伴い、組合議員に異動がございましたので、新しく議員になられました方々に、自己紹介をお願いいたします。

**日下部 忠明議員**

庄内町より選出された、日下部 忠明でございます。よろしくお願い申し上げます。

**議長 吉田義彦議員**

どうもありがとうございました。

なお、本日は欠席されておりますが、私からご紹介をさせていただきます。庄内町から、もうお1人 大瀧 力議員が選出されております。

~~~~~ (午後 3 時)

開 会

議長 吉田義彦議員

ただいまから、平成17年8月庄内広域行政組合議会定例会を開会いたします。

本日の欠席議員は、庄内町の大瀧 力議員でございます。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議長 吉田義彦議員

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第1号により議事を進めます。

~~~~~

**日程第1 会議録署名議員の指名**

**議長 吉田義彦議員**

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第72条の規定により、議長において指名いたします。13番進藤 篤議員、14番佐藤甚一郎議員をお願いいたします。

~~~~~

日程第2 改選議員の議席の指定

議長 吉田義彦議員

日程第2、改選議員の議席の指定を行います。

改選されました議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指名いたします。

7番に、日下部忠明議員を、8番に大瀧 力議員指定したいと思いますが、これにご異議ございませんか

(「なし」の声あり)

議長 吉田義彦議員

ご異議なしと認めます。よって、改選議員の議席につきましては、ただいま申し上げたとおりといたします。

日程第3 会期の決定

議長 吉田義彦議員

次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

本件については、本定例会に先立ち議会運営委員会において協議されておりますので、その結果について、委員長から自席にてご報告をお願いいたします。

5番、佐藤 勝議会運営委員長。

議会運営委員長 佐藤 勝議員

去る8月22日に、議会運営委員会を開催し協議いたしました結果、本定例会の会期については、本日1日限りと言うことで決定されました。

以上、ご報告申し上げます。

議長 吉田義彦議員

お諮りします。ただいま、議会運営委員長からのご報告のとおり、本定例会の会期を、本日1日とすることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 吉田義彦議員

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたします。

日程第4 議会運営委員会委員の選任

議長 吉田義彦議員

次に、日程第4、議会運営委員会委員の選任を行います。議会運営委員会条例第4条の規定により、議長により指名いたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 吉田義彦議員

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することにいたします。委員に、7番 日下部忠明議員を指名いたします。

次に、本議会に提案されている報第1号から議第11号までの、議案7件の提案説明を求めます。理事長。

理事長（富塚陽一鶴岡市長）

本日、平成17年8月庄内広域行政組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様にはご多用の中をご出席賜り、誠にありがとうございます。

議案のご提案を申し上げる前に、この度、庄内広域行政組合議会議員に選出なされました日下部議員さん、本日はご欠席でございます大瀧議員さんにおかれましては、庄内町議会議長同じく副議長に選出されたことを、心からお喜び申し上げますとともに、今後、本議会で様々なご指導いただけますことを、大変光栄に存じております。何かとお世話になりますので、どうぞよろしくご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今議会に提出いたしました議案の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

報第1号 庄内広域行政組合と畜場設置及び管理条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、去る7月1日に庄内町において、合併に伴って字の名称が変更されたことから、庄内食肉流通センターの位置の表示を改めましたので、これを報告し、承認を求めます。

認第1号から第4号の平成16年度一般会計及び特別会計の決算議案4件についてであります。先ず一般会計の決算額であります。歳入が2千497万9千円、歳出が1千481万8千円となり、前年度に比べ、歳入が5.4%、歳出が24.2%の減となっております。歳入の減は、前年度繰越金の減によるもので、歳出の減は、議員視察の隔年実施や庄内地域農業振興会議負担金の終了などによるものであります。この結果、歳入歳出差引残額は1千16万1千円となり、この形式収支から前年度における実質収支黒字額を差引いた実質単年度収支は、331万2千円の黒字となっております。

次に、庄内地方拠点都市地域事業特別会計の決算額であります。歳入が681万9千円、歳出が582万5千円となり、前年度に比べ、歳入が11.7%、歳出が6.6%の減となっております。歳入の減少は、繰越金の減によるものであります。なお、庄内地域振興基金20億円の運用は、5年ものの利付き国債の購入と金融機関への定期預金で行っており、運用益は前年度とほぼ同額の533万円となっております。歳出は、14（ジュシー）庄内発行事業や公益のふるさと創造事業など4つの事業を行ったものであります。

歳入歳出差引残額は99万4千円ですが、この形式収支から前年度における実質収支黒字額を差引いた実質単年度収支は、49万5千円の赤字となっております。

青果市場事業特別会計決算であります。昨年、全国各地を襲った自然災害の影響で、入荷量は4万3千981トンで、前年度より2千463トンで、5.3%減となりましたが、単価の上昇によりまして取扱金額は99億9千373万円で、前年度より2億5千768万円、2.6%増加いたしました。この結果、歳入は市場使用料と繰越金の増加により、前年度と比較して、1.0%増の1億6千105万円となっております。歳出は、下水道接続工事や屋根の防水工事を行い、市場施設の良好な維持管理に努めるとともに、基金に、1千33万7千円の積立てを行ったことから、前年度に比べ2.0%増の、1億4千961万2千円となっております。歳入歳出差引残額は、1千143万8千円ですが、この形式収支から前年度における実質収支黒字額を差引き、これに基金積立額を加えた実質単年度収支は、1千万7千円の黒字となっております。今後とも、庄内地域住民のみなら

ず、隣県地域を含めた皆様に新鮮で安全・安心な青果物供給のため、市場関係者のご協力をいただきながら、市場運営に努めて参りたいと存じます。

庄内食肉流通センター事業特別会計決算であります。歳入は、市町村負担金を増額したこと、また、施設の維持改良に充てるため2千万円を基金繰入れしたことにより、前年度に比べ、6.2%増の4億311万9千円となっております。なお、と畜頭数は、22万2千979頭で、前年度に比べ7千927頭、3.4%減となりましたことから、施設使用料は、2億4千146万で、499万2千円、2.0%の減となっております。歳出につきましては、汚水処理施設のし渣スクリーン設置工事や容器搬入口改良工事など大規模な施設改良を実施いたしましたことから、前年度に比べ5.2%増の3億8千983万1千円となっております。歳入歳出差引残額は、1千328万8千円ですが、この形式収支から前年度における実質収支黒字額を差引き、これに基金積立取崩額を加減した実質単年度収支は、553万5千円の赤字となっております。食肉施設は、稼働後3年半を経過し、設備の改善・作業手順の見直し等により、枝肉の品質は相当改善されておりますが、引き続き庄内食肉公社と協力しながら、品質向上に努めて参りますとともに、畜産農家の動向、運営経費の推移を見据えながら、適切な設備・運営に努めてまいりたいと存じます。

議第10号 庄内広域行政組合公告式条例等の一部改正につきましては、市町村合併に伴い関連する条例5本について所用の改正を行うものです。

次に議第11号 公設庄内青果物地方卸売市場業務条例の一部改正につきましては、昨年の卸売市場法の改正と県の市場条例改正を受けまして、当市場の業務条例を一部改正するものであります。主な内容であります。市場における青果物の品質管理について規定を新たに設けると共に、電子商取引きでの卸売りを認め、買付けによる集荷の制限を撤廃し、卸会社の第三者販売や仲卸会社の直荷引きの制限を弾力化する等、売買取引きの規制緩和を図ったものであります。

以上が、議案の概要であります。各議案の細部につきましては、担当役職員に説明いたさせていただきますので、よろしくご審議のうえご認定下さいますようお願い申し上げます。

議長 吉田義彦議員

次に、認第1号から認第4号までの決算議案4件に関し、監査委員から提出されております決算審査意見書について、監査委員の説明を求めます。

阿部敬蔵監査委員。

阿部敬蔵 監査委員

平成16年度庄内広域行政組合歳入歳出決算について、地方自治法第233条第2項の規定に基づき審査した結果について申し上げます。

1ページの「第1 審査の概要」、1審査の対象は、一般会計及び3特別会計に係る歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書であります。2の審査の期間は、平成17年7月7日から8月2日までであります。3の審査の方法は、審査対象書類については関係法令に準拠して処理されているか、予算の執行が適正であるか、計数が正確であるかについて関係書類と照合・審査すると共に、関係職員の説明を聴取して審査を実施いたしました。第2の審査の結果であります。審査に付

された各会計の歳入歳出決算書及び関係書類は、関係法令に準拠して作成されております。また、計数も会計帳簿、証書類などとも符号しており、正確でありました。なお、予算の執行については、概ね適正であると認められたところであります。

2ページの1、庄内広域行政組合一般会計から9ページの5財産までにつきましては、記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

最後の「むすび」でございますが、広域行政関連業務におきましては、庄内地方拠点都市地域基本計画や第4次庄内広域圏計画等に基づいて各種事業を実施し、幅広く広域行政機構としての役割を果たしてきました。しかし、平成17年度には3つの市町村合併が予定されており、構成市町村の枠組みも変化することから、改めて組合組織のあり方や基本計画等の見直しをする必要性に迫られてきています。そうした中で、構成市町村から拠出されている庄内地域振興基金についても、その活用の仕方や運用のあり方についても慎重に検討する時期に来ていると思われまます。

青果市場関連業務におきましては、台風や集中豪雨などの影響により、部外物品を除く青果物の取扱数量は、4万3千981トン、対前年度比で5.3%減少しましたが、品薄による価格の高騰により取扱金額は95億5千224万円で、2.7%増加しています。そうした中で庄内産を見てみると、野菜は取扱数量が985トン、11.3%減少したにも関わらず、取扱金額では945万円、0.5%とわずかながらも増加しております。一方果実は、取扱数量が1千62トン、21.4%減少し、且つ、取扱金額でも8千40万円、7.9%減少しています。

なお、平成16年6月に改正された卸売市場法により規制緩和が進められ、市場の生き残りをかけた競争が今後激しくなっていく中で、「安全・安心な」青果物の安定供給に向け、「産地市場」としての特色を生かした取組みの研究と市場内各事業所の経営改善と事業内容の多角化の努力が求められているものと考えます。

市場施設については、保守点検並びに修繕に努めてきているが、建設後30年の経過と共に老朽化してきており、改築も視野に入れながら、今後とも計画的な補修を進めていただきたいと思ひます。

食肉流通施設関連業務においては、と畜・解体処理頭数が平成14年度をピークに年々減少する中で、平成16年度は牛については、1千625頭、対前年度比84頭の微増でありましたが、と畜・解体の大部分を占めています豚は、対前年度比8千18頭、3.5%減少しています。また、部分肉処理については、全農庄内の分がほとんどであります、9万1千118頭、対前年度比3千944頭、4.1%減少しております。

これらは、養豚農家の高齢化や家畜糞尿の適正処理に伴う生産コストアップなどの厳しい生産現場の現況によるものであります。食肉流通センターの経営安定化のためには、と畜・解体処理頭数の確保・拡大と庄内食肉公社の一層の経営改善が重要な要件であります。そのためのキーポイントとされてきました枝肉の品質向上につきましては、一部衛生管理上の問題点は残されているものの、これまで講じられてきました諸対策により概ね改善が図られてきていることから、積極的にこれらが推進されますよう望むものであります。

なお、本特別会計では、平成18年度から起債の元金償還が始まることから、長期的展

望に立った財源確保や市町村負担金のあり方についても研究していく必要があると思われ
ます。本組合は、順次進められている市町村合併の中で、多くの検討課題に取り組みれ
ながら運営されていくものと考えられますが、今後も、庄内地域発展のため、広域行政機構の
中核組織として、各広域的団体との連携・調整を図り、広域行政施策の推進に一層努力さ
れることを望むものであります。以上をもちまして、決算審査の報告といたします。よろ
しくご審議下さいませようお願いいたします。

日程第5 報第1号 庄内広域行政組合と畜場設置及び 管理条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

議長 吉田義彦議員

次に、日程第5、報第1号「庄内広域行政組合と畜場設置及び管理条例の一部を改正す
る条例の専決処分の承認について」を議題といたします。事務局より、詳細説明を求めま
す。事務局長。

菅原 一司 広域行政組合事務局長

報第1号「庄内広域行政組合と畜場設置及び管理条例の一部を改正する条例の専決処分
の承認について」ご説明申し上げます。この改正は、7月1日に余目町と立川町が合併し
新たに「庄内町」が発足したことに伴い、庄内町において字の名称を変更する専決処分が
なされたことから、広域行政組合におきましても、旧余目町にあります庄内食肉流通セン
ターの位置表示の変更に關わる条例の一部改正について、同じく7月1日に専決処分いた
したものであります。改正内容は、第2条第2号で規定しております庄内食肉流通センタ
ーの位置を「余目町大字家根合」から「庄内町家根合」に改めたものであります。よろし
くご審議のうえ、ご承認下さいませようお願い申し上げます。

議長 吉田義彦議員

これより、質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長 吉田義彦議員

ないようですので、質疑を終決いたします。

議長 吉田義彦議員

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長 吉田義彦議員

ないようですので、討論を終決いたします。

議長 吉田義彦議員

これより、採決いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております報第1号「庄内広域行政組合と畜場設置

及び管理条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について」ご異議ございませんか。
(「なし」の声あり)

議長 吉田義彦議員

ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

日程第6 認第1号 平成16年度庄内広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について

議長 吉田義彦議員

次に、日程第6 認第1号「平成16年度庄内広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

事務局より詳細説明を求めます。広域行政事務所長。

阿部一也 広域行政事務所長

広域行政事務所の阿部でございます。よろしくお願いたします。

お手元の「平成16年度庄内広域行政組合一般・特別会計歳入歳出決算書」、「平成16年度決算に係る主要な施策の成果に関する説明書」に基づきまして、ご説明申し上げます。

認第1号、平成16年度庄内広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。決算書の1ページ、それから、主要な施策に関する説明書の1ページから4ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

歳入歳出予算額は、2千498万円でございますが、収入済額は2千497万9千519円となっております。

歳入につきまして、款別に申し上げます。1款の分担金及び負担金につきましては、1千813万円でございます。これは、予算額と同額でございます。2款の繰越金は684万9千416円となっております。3款の諸収入の103円は、全額普通預金利子によるものでございます。歳入総額は、前年度に比較いたしまして5.4%の減となっております。

次に歳出につきましてご説明申し上げます。支出済額は、1千481千8千275円でございます。事項別明細書によりご説明申し上げます。決算書の5ページの方をお願いいたします。それから事業内容につきましては、主要な施策の成果に関する説明書の5ページから10ページとなっておりますので、併せてご覧いただきたいと存じます。1款1項1目の議会費33万9千814円につきましては、定例会2回開催経費等でございます。2款1項1目の総務管理費49万1千204円につきましては、理事会開催経費、予算決算関係の資料作成費等でございます。2目の地域振興一般管理費1千136万5千276円につきましては、広域行政事務に係る経費及び事務所費等共同会計負担金等でございます。続きまして、7ページの3目の広域計画策定推進費165万1千577円につきましては、広域計画等の各種策定及び調査研究経費等でございます。4目の市町村職員共同研修費、91万7千404円につきましては、新規採用・初級・中級・監督者及び政策ディベート

の5つの職員研修に係る経費でございます。歳出総額は、議員視察の隔年実施や庄内地域農業振興会議の終了、町村会職員の長期休暇による事務所費等共同会計負担金の減、更に市町村合併を想定いたしました議会や理事会の開催経費や改訂予定の例規集印刷等の需用費を計上いたしておりましたため、予想よりも下回り、前年度に比較いたしまして24.2%の減となっております。決算書の1ページに戻っていただきまして、ただいま申し上げました決算の状況より、1ページ下段にあります歳入歳出差引残額は、1千16万1千244円でございます。なお、内560万円につきましては、17年度歳入予算において繰越金として計上しているものでございます。以上が一般会計決算の状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 吉田義彦議員

これより、質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長 吉田義彦議員

ないようですので、質疑を終決いたします。

議長 吉田義彦議員

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長 吉田義彦議員

ないようですので、討論を終決いたします。

議長 吉田義彦議員

これより、採決いたします。

お諮りします。認第1号「平成16年度庄内広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について」ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 吉田義彦議員

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり認定することに決しました。

日程第7 認第2号 平成16年度庄内広域行政組合庄内地方拠点都市地域事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議長 吉田義彦議員

次に、日程第7 認第2号「平成16年度庄内広域行政組合庄内地方拠点都市地域事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

事務局より、詳細説明を求めます。広域行政事務所長。

阿部一也 広域行政事務所長

認第2号「平成16年度庄内広域行政組合庄内地方拠点都市地域事業特別会計歳入歳出

決算の認定について」ご説明申し上げます。

決算書の10ページ、それから主要な施策の成果に関する説明書の11ページから15ページの方を併せてご覧いただきたいと存じます。

歳入歳出予算額は、681万9千円でございますが、収入済額は681万9千31円となっております。歳入につきまして款別に申し上げますと、1款の財産収入につきましては、利子及び配当金533万200円となっております、これは庄内地域振興基金20億円の運用益でございます、定期10億10万円と5年国債9億9千990万による運用となっております。2款の繰越金は、148万8千831円となっております。3款の諸収入は、預金利子を見込んでおりましたが、16年度は0円でございます。歳入総額は、前年度と比較いたしまして、11.7%の減となっております。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。はじめに事業毎の内容につきましてご説明申し上げます。恐れ入りますが、主要な施策の成果に関する説明書の18ページをご覧いただきたいと存じます。「14(ジューシー)庄内発行事業」につきましては、管内の全世帯及び各市町村の主要な施設向け情報紙の23号及び24号の発行でございます。次に、「公益のふるさと創造事業」は、公益のふるさと協働フォーラム・公益のふるさとネットワークの運営等への支援で、負担金20万円でございます。次に、20ページの「里仁館公開講座支援事業」は、広域的に取組む里仁館の公開講座への支援で、負担金80万円でございます。「市町村共同事業支援事業」は、映画「隠し剣 鬼の爪」庄内ロケ支援実行委員会、映画「蝉しぐれ」庄内ロケ支援実行委員会への支援に係る負担金160万円でございます。

それでは、決算書の14ページをご覧いただきたいと存じます。1款1項1目地方拠点都市地域事業費582万5千180円のうち、13節委託料につきましては、庄内広域情報紙作成委託料でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、先ほどご説明申し上げましたように、公益のふるさと創造事業・里仁館公開講座支援事業、それに、映画「隠し剣 鬼の爪」庄内ロケ支援実行委員会、映画「蝉しぐれ」庄内ロケ支援実行委員会への支援に係る、市町村共同事業支援事業負担金となっております。なお、2款予備費96万9千円につきましては、執行ございません。

歳出総額といたしましては、前年度に比較いたしまして、6.6%の減となっております。それでは、決算書10ページにお戻りいただきまして、ただ今申し上げました決算の状況より、下段にあります歳入歳出差引残額は、99万3千851円でございます。なお、内97万円は、17年度歳入予算において繰越金として計上しているものでございます。以上が、庄内地方拠点都市地域事業特別会計決算の状況でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長 吉田義彦議員

これより、質疑を行います。

2番、長谷川 肇議員。

2番 長谷川 肇議員

今までも、この庄内地域振興基金の今後の活用の問題について何度か質問させていただ

きました。今回、監査委員の審査意見の中にも、「その活用の仕方や運用のあり方についても慎重に検討する時期に来ていると思われる。」と書いてあります。16年度で満10年も経過されたようではありますが、これまで、食肉流通センターの来年度から始まる元金の償還等の活用も含めて検討されてはどうかという意見を申し上げてきましたが、この基金の活用・運用の仕方について、現在はどのように検討されているのか伺いたいと思います。

議長 吉田義彦議員

広域行政事務所長。

阿部一也 広域行政事務所長

基金の運用・活用方法でございますが、先の議会前に開催しました前協の際にご報告という形でふれさせていただきましたが、17年度から食肉流通センターの元金の償還が始まり、18年度以降相当額になると言うことで、県当局ともご協議させていただきました。基金を取り崩して償還するには、いろいろと条件がありまして、相当むずかしいということです。それで、最上広域組合で実施しております、繰替え運用という手法を考えているところです。銀行に預けるか、または、組合内で運用先を変えるという形になるかと思えますけれども、この方法を検討させていただいておるところです。今後、来年度の予算に向けて、より具体的なご報告が出来るよう検討してまいりたいと思います。活用に関しましても、構成団体が合併の関係で、14市町村から5市町に変わりますので、その経過等も踏まえながら検討して参りたいと考えております。

議長 吉田義彦議員

2番、長谷川 肇議員。

2番 長谷川 肇議員

検討中と言うお話でしたけれども、以前、満10年を経過すれば取崩しも可能というご答弁をいただいたように記憶しております。ですから、いろいろ財政難も言われておりますが、食肉流通センターの元金償還が始まるということも含めて考えた場合に、是非、18年度予算編成に向けて、基金の活用の問題については、もう少し具体的に・前向きにやるべきだのご意見を申し上げておきたいと思えます。

議長 吉田義彦議員

他にございませんか。

ないようですので、質疑を終決いたします。

議長 吉田義彦議員

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長 吉田義彦議員

ないようですので、討論を終決いたします。

議長 吉田義彦議員

これより、採決いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております、認第2号「平成16年度庄内広域行政組合庄内地方拠点都市地域事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定することにご

異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 吉田義彦議員

ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり認定することに決しました。

日程第 8 認第 3 号 平成 16 年度庄内広域行政組合青果市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議長 吉田義彦議員

次に、日程第 8 認第 3 号「平成 16 年度庄内広域行政組合青果市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

事務局より、詳細説明を求めます。青果事務所長。

菅原一司 青果事務所長

認第 3 号「平成 16 年度青果市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

決算書と主要な施策の説明書と併せてご覧願います。決算書は 17 ページ、主要な施策の説明書は 22 ページからでございます。

歳入歳出予算額は、1 億 5 千 6 6 2 万 9 千円ですが、収入済額 1 億 6 千 1 0 5 万円、支出済額 1 億 4 千 9 6 1 万 1 千円で、歳入歳出差引残額は 1 千 1 4 3 万 8 千円となっております。

歳入であります、決算書の 19 ページをお開き願います。1 款 1 項 1 目の市町村負担金につきましては、4 千 3 3 0 万円で予算と同額となっております。2 款の市場使用料は、8 千 4 0 9 万 6 千円で、前年度比 1 5 6 万 1 千円、1.9%の増となっております。これは、昨年の自然災害の影響を受けまして、入荷量が減少したものの、単価がそれ以上に上昇したため、卸売業者の売上高割使用料は 5 千 4 9 6 万 5 千円、前年度比 2.6%増となったことによるものであります。なお、説明書 34 ページにて、平成 16 年度の市場取扱状況の総合計を記載しております。庄内産につきましては、1 番上の方の欄となっておりますけれども、合計が、取扱数量が 1 万 1 千 6 1 0 トン、昨年より 2 千 4 7 トン減少、前年比 85%。金額では 2 億 7 千 3 6 4 万 8 千円で、前年比 97.5%となっております。それから、全体でありますけれども、部外物品を含めた取扱金額総計では、9 億 9 千 3 7 3 万円で前年比 102.6%となっております。1 ページ戻って 33 ページには、下段の庄内産果実の表をご覧いただきたいと思っております。ここには、平核無(庄内柿)の数量は前年比 85.5%、アンデスメロンは 77.9%、和梨の幸水・豊水がそれぞれ 46.1%・38.7%と、春先の低温とか夏の大雨、台風などの天候の影響を大きく受けている状況が現れております。また、決算書 19 ページに戻っていただきたいと思っております。3 款の財産収入は、市場整備

基金の利子収入であります。4款の前年度繰越金であります。1千361万8千円は前年度比8.5%増となっております。5款諸収入は1千988万円で、卸・仲卸会社等からの光熱費負担金が主なものとなっております。

次に歳出でありますけれども、決算書の23ページをお開き願います。1款の市場管理費は、支出済額1億1千717万9千円で、前年度と比較し374万3千円、3.3%の増となっております。11節需用費の中の修繕料であります。昨年、当市場でも、電気の引込み柱の落雷、台風・強風による屋根や倉庫の壁の破損等もあり448万7千円となっております。13節委託料の中で次のページ、委託料備考欄の下から2段目、除雪業務委託料ですが、年明けから降雪が多かったということで、前年より約90万円多い248万8千円となっております。15節工事請負費では、市場屋根の防水工事288万7千円は、平成15年度からの3カ年計画で対応している工事であります。それから、下水道接続工事924万円は、3カ年計画の最終工事ということで、今年の3月に三川町の公共下水道に接続しております。また、防犯対策ということで、市場入り口に警備棟を設置しております。19節、負担金補助・交付金でありますけれども、派遣職員負担金3千669万6千円は、職員4.5人分の負担金であります。清掃協力会負担金520万円は、廃棄パレットの処分が多かったことから、前年より60万円程多くなっております。25節基金積立金は1千218万7千円で、前年度に比べ502万円の増となっております。27ページ、2款公債費は、前年度と同額であります。3款予備費500万円は、次年度への繰越しを見込んでいたものであり、全額不用額となっております。

以上が、青果市場特別会計歳入歳出決算の状況でありますので、よろしくご審議のうえご認定下さいますようお願い申し上げます。

議長 吉田義彦議員

これより、質疑を行います。

議長 吉田義彦議員

2番、長谷川 肇議員。

2番 長谷川 肇議員

監査委員の意見書を引き合いに出しながら、質問したいと思います。監査委員の意見書でも、「市場の生残りをかけた競争が今後激しくなっていく」と言われております。これは、直接的には中央卸売市場のことを指しているのかと思うのですが、農林水産省の方も卸売市場の整理・統合という方向で一定の基準を示されて、取扱数量が6万5千トン未満は、再編対象とすることを打ち出しているようです。いずれ、地方の卸売市場にもこのような考え方が波及してくるのかと思うのですが、残念ながら、ここの市場も取扱数量を見ますと、手元にあります1番古い資料の平成8年度と比べますと、平成16年度は85%に減っているようです。中でも、庄内産の方は、資料が11年度しかなかったのですが、これで見ると、野菜が76%、果実は63%位まで減っております。監査意見書の方でも、産地市場としての特色を生かした取組みの研究とも言われているようですが、そういった監査の意見も踏まえて、特に、庄内産の市場経由率がどういふふうになってきているのかお聞きしたいと思います。

議長 吉田義彦議員

青果事務所長。

菅原一司 青果事務所長

庄内産青果物の取扱高ということでは、手元にある資料でありますけれども、平成16年度は、野菜については7千958トン、果実は3千921トン、合計しまして1万1千879トンほどございます。過去の数字を眺めて見ますと、昭和60年以降の数字が手元にありますが、数量では昭和60年の数量が1番多くなっております。金額につきましては、単価の影響もありまして、平成3年が取扱高1番多くなっておりまして、約45億8千万円、今現在、庄内産が27億7千万円ということですので、6割位のところまで下がってきている状況であります。

議長 吉田義彦議員

2番、長谷川 肇議員。

2番 長谷川 肇議員

今聞いたのは、庄内産の出荷されているのに対して、市場を経由している割合についての質問なのですが。

議長 吉田義彦議員

青果事務所長。

菅原一司 青果事務所長

市場を経由している割合となりますと、そこまでの統計は取っておりませんので、わかりません。

議長 吉田義彦議員

2番、長谷川 肇議員。

2番 長谷川 肇議員

農林水産統計事務所が、市町村毎に出荷量を品目ごとに出しているのがありますが、それで拾ってみたのですが、15年の統計で比較して見ますと、大根・ネギ・赤かぶ・トマトは、出荷量に対する市場経由率が約20%台です。ナスは、20%をきっている。枝豆は10%をきっている。高い方では、ほうれん草が70%台、きゅうりが40%少しという状況で、出荷量から見ると市場を通過している野菜が、非常に低い率になっておりますし、果実の方をみましても、庄内柿が28%、メロン関係が10%くらい、なしの関係も天候の関係があるかと思いますが43%くらいということで、産地市場という位置付けからして、もう少し取組みの仕方をいろいろ検討していかないと産地市場としての役割を果たしていけないのではないかと思います。

これは、流通の仕組みも変わってきている問題も含めて、これからの青果市場のあり方、監査委員さんの意見にもありますように、競争激化の中で、この市場を維持・発展させていくのかと言うことが、大きな課題となっていくものと思うものですから、今後の方向性をお聞きしたいと思います。

議長 吉田義彦議員

青果事務所長。

菅原一司 青果事務所長

庄内地域の農産物については、特に、系統出荷と言うことで、農協を通した出荷が多いという事で、直接、東京とか中央市場にもっていくことで、この市場を通ると言うことが少なくなっている。この市場に出荷している生産者というのは、卸会社が育成している生産者組織が主になっておりまして、農協に出荷している青果物については、なかなか、三川の市場には入ってこないと言うのが実態です。それで、4月、5月にかけてまして、市場内の卸・仲卸さんと個別に、これからのこの市場をどうもっていったらいいのかというような話し合いを持ちました。その中で、卸からは、産地の育成に力をいれてほしいということが言われておりまして、仲卸・八百屋さんの組合である商業組合についても、卸さんから産地育成に力をいれてほしい、産地情報をいっぱい取ってほしいと言うことでありました。商組さんからは、消費者情報を卸の方に流すという話も出て、市場全体として、取り組んでいかないと、なかなか、むずかしいのではないかと言うことで、市場内の関係業者の意思疎通・情報交換が非常に大切なのではないかと感じております。

議長 吉田義彦議員

2番、長谷川 肇議員。

2番 長谷川 肇議員

繰り返しになりますけれども、市場の生き残りがいろいろ取りざたされている状況の中で、産地市場としてきちんと役割を果たしていけるように、今後の庄内青果市場の方向性をきちっと示していくことが大事ではないかと思っておりますので、是非、この点での早急な検討と結果を、議会にも報告していただくことを要望して終わります。

議長 吉田義彦議員

他にございませんか。

ないようですので、質疑を終決いたします。

議長 吉田義彦議員

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長 吉田義彦議員

ないようですので、討論を終決いたします。

議長 吉田義彦議員

これより、採決いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております、認第3号「平成16年度庄内広域行政組合青果市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について」認定することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 吉田義彦議員

ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり認定することに決しました。

~~~~~  
**議長 吉田義彦議員**

本日の会議を、30分延長いたしますので、ご承認お願いいたします。

~~~~~  
**日程第9 認第4号 平成16年度庄内広域行政組合庄内
食肉流通センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について**

議長 吉田義彦議員

次に、日程第9 認第4号「平成16年度庄内広域行政組合庄内食肉流通センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

事務局より、詳細説明を求めます。食肉流通施設事務所主幹。

真田昭良 食肉流通施設事務所主幹

食肉流通施設事務所主幹の真田と申します。私の方から、認第4号「平成16年度庄内広域行政組合庄内食肉流通センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明いたします。

決算書の31ページをお開き願います。

歳入歳出予算額4億91万4千円に対し、収入済額が4億311万8千903円、支出済額が3億8千983万1千822円で、歳入歳出差引残額は1千328万7千821円で、同額翌年度へ繰越しとなります。決算規模は、歳入が対前年度比6.2%、歳出が5.2%の増加であります。歳入歳出の詳細説明の前に、処理頭数の実績についてご説明申し上げます。説明書48ページをお開き願います。表の中段の、16年度の欄をご覧ください。豚は、22万1千225頭、対前年度比8千18頭、率で3.5%の減であります。牛は、1千625頭、対前年度比84頭、率で5.5%の増でありました。その他については、表に記載のとおりであります。

次に歳入の詳細について事項別明細書によりご説明いたします。決算書の33ページをお開き願います。1款分担金及び負担金4千197万1千円は、市町村分賦金・余目町特別負担金とともに予算額と同額であります。2款使用料及び手数料のうち、1節と畜場使用料は、処理頭数が計画頭数を下回ったことから予算額より約226万円減の1億4千175万4千円となっております。2節冷蔵庫使用料は、保管日数の増により460万円増の7千6万3千円となっております。3節施設使用料2千964万2千円は、部分肉処理施設、内臓処理施設等の使用料で毎年定額となっております。3款県支出金1千622万9千円は、食肉流通施設建設事業に対する県補助金分を、起債の償還に合わせて毎年、補助していただいているものであり、平成16年度までは利子分のみで同額であります。4款財産収入87万3千円のうち、1目財産貸付収入は株式会社大商への土地貸付料、2目利子及び配当金は基金利子収入であります。5款繰入金2千万円は、庄内食肉流通センター整備等基金からの繰入金であります。6款繰越金915万9千円は、前年度繰越金であります。7款諸収入7千342万4千円は、利用者負担として納入いただいている、株式

会社庄内食肉公社と全農庄内本部の光熱水費が主なものであります。

続きまして歳出についてご説明いたします。決算書の35ページをお開き願います。1款1項1目管理運営総務費3千257万円は、食肉流通施設事務所に係る経費の他、基金積立金と公課費を含めた総務的費用であります。その内訳についてであります。3節共済費と7節賃金は臨時職員3ヶ月分の費用であります。11節需用費12節役務費14節使用料及び賃借料18節備品購入費は、事務所及び公用車等の経費であります。19節負担金補助及び交付金は、主に派遣職員給与費負担金であります。25節積立金は庄内食肉流通センター整備等基金積立金、27節公課費は消費税の納付額であります。

2目施設管理費2億7千944万8千円は、庄内食肉流通センターの管理・運営に伴う直接経費であります。11節需用費8千453万4千円のうち、消耗品費は約100万2千円、光熱水費は約7千323万3千円。そのうち電気料が約97%の7千103万1千円であります。修繕料は49件で1千29万9千円あります。12節役務費124万1千円は、庄内食肉流通センター施設の損害保険料が主なものであります。次のページをお開き願います。13節委託料1億5千990万7千円は、と畜解体に伴う業務委託に1億3千657万5千円、汚水・焼却・浄水の各設備運転管理業務委託に1千365万円その他、各種機械設備の保守点検業務・清掃業務・樹木芝等管理業務委託に支出したものであります。また平成16年度と17年度の工事に係る設計業務委託に47万2千円を支出しております。15節工事請負費3千271万4千円は、汚水処理施設し渣スクリーン設置工事に2千904万円、部分肉処理施設容器搬入口改良工事に288万7千円その他、4件の工事に支出したものであります。18節備品購入費105万円は、し渣スクリーン設置工事に伴い、し渣かご8個と水受け台2個を購入したものであります。2款公債費、7千781万2千円は、起債利子償還金で前年度と同額であります。3款予備費1千万円は、全額不用額となっております。以上、庄内食肉流通センター事業特別会計の決算状況についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、認定下さいますようお願い申し上げます。

議長 吉田義彦議員

これより、質疑を行います。

議長 吉田義彦議員

2番、長谷川 肇議員。

2番 長谷川 肇議員

これも、監査委員の意見書との関連でお聞きしたいのですが、「平成18年度から起債の元金償還が始まることから、長期的展望に立った財源確保や市町村負担金のあり方についても研究していく必要がある」というふうに意見が述べられております。当初の処理頭数計画と比較して、残念な結果ですが、少し減っているのかと思います。処理頭数が減れば結局、償還計画の市町村の負担が増えると言う形で跳ね返っていくのかと思いますので、1点は、処理頭数の今後の見通しと計画との乖離はどの程度なのか、或いは、頭数を増やすための具体的な取組み等を含めて、そういった見通しについてお聞きしたいと思います。2つめは、もう既に庄内町が誕生しましたし、10月1日には新鶴岡市、11月

1日には新酒田市が誕生することは既に決まっている訳です。そうした場合に、以前に示されている市町村の負担額は、単純に合併構成町村の合算額でやるのか、違うやり方になるのか、具体的にお聞きしたいと思います。

議長 吉田義彦議員

食肉流通施設事務所主幹。

真田昭良 食肉流通施設事務所主幹

はじめに、処理頭数の見通しと言うことでございますが、説明書の方にも記載してございますが、養豚農家の高齢化・後継者不足という状況が庄内地域に見られておりまして、監査委員の意見書にも記載されておりましたが、設備投資を必要とすることから、廃業に追い込まれている養豚農家が相当出てきているのが実態でございます。特に、全農庄内本部関係の出荷頭数の減少が続くと言うふうに見通しているところでございます。ただ、商社系の業者につきましては、新たに養豚場の建設も完成したところがあります。地元の同意が得られれば、いつでも建設したいということで、場所選定に着手している業者もあるというようなことで、そう言ったことが実現すれば、増加の可能性が出てきます。今から予測すると言うことはなかなか難しい訳であります。当初建設事業がスタートした時点での処理頭数見込みといたしましては、22万頭前後で推移するだろうとということでございますので、現在のところは、そのままかと考えております。

市町村分賦金の件でございますが、今回の合併に伴いまして、17年度限りにおいては、合併前の市町村の合算額をそのまま引き継ぐということになります。18年度以降については、新たな枠組みとなりますし、今後、予算の中で説明をするということになりますが、これからこういった方向にしていけるのか検討させていただきたいというふうに考えております。

議長 吉田義彦議員

2番、長谷川 肇議員。

2番 長谷川 肇議員

18年度予算が提起されます次の定例会には、償還の計画についても新しい市町の分賦金についても見通し等を示していただきたいと思っております。最後に、先ほどの監査委員説明の中で確認させていただきたいのですが、10ページの報告の中で、食肉流通センターのところで、後のところの2行目、「本特別会計の経営の安定化のために」となっておりますが、先ほど述べられた時は、「流通センターの経営安定のため」と言われたのですが、どちらにすべきなのか、確認させていただきたいと思っております。

議長 吉田義彦議員

監査委員。

阿部敬蔵 監査委員

言わんとすることは、同じことを言っているのですが、表現上のことと思っておりますが、「特別会計」という言い方をした場合に、「経営の安定」と言う表現の仕方ではちょっとまずいのではないかとということで、読み上げの段階で直させていただきました。

要するに、食肉会計は、分賦金と使用料がメインな訳ですので、そのためにはどうして

も、頭数減によって影響が出てくるだろうということ等もあり、その品質の問題と頭数の確保・拡大の問題と公社の経営改善と言うものが、密接に絡んでる中でということでの申し上げ方をしたということでございます。表現は変わっておりますが、中身において言わんとすることは同じという理解をしていただければと思います。

議長 吉田義彦議員

食肉流通施設事務所主幹。

真田昭良 食肉流通施設事務所主幹

説明の一部訂正をお願いしたいと思います。

決算書36ページの歳出のところ、「1款1項1目3節共済費」と申し上げましたが、「4節共済費」の誤りでございます。訂正させていただきます。

議長 吉田義彦議員

他にございますか。

ないようですので、質疑を終決いたします。

議長 吉田義彦議員

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長 吉田義彦議員

ないようですので、討論を終決いたします。

議長 吉田義彦議員

これより、採決いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております、認第4号「平成16年度庄内広域行政組合庄内食肉流通センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について」認定することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 吉田義彦議員

ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり認定することに決しました。

日程第10 議第10号 庄内広域行政組合公告式条例等の一部改正について

議長 吉田義彦議員

次に、日程第10 議第10号「庄内広域行政組合公告式条例等の一部改正について」を議題といたします。

事務局より詳細説明を求めます。事務局長。

菅原一司 広域行政組合事務局長

議第10号「庄内広域行政組合公告式条例等の一部改正について」ご説明申し上げます。

この改正につきましては、10月1日に南庄内の6市町村が合併し、新たに「鶴岡市」が発足するのに伴い、組合の構成団体に「村」がなくなることから、「第1条 庄内広域行政組合公告式条例」、「第2条 庄内広域行政組合事務所設置条例」、それから「第3条 庄内中央拠点都市地域事業特別会計条例」、「第4条 食肉流通センター事業特別会計条例」、「第5条 青果市場事業特別会計条例」の5本の条例につきまして改正するものであります。

よろしくご審議のうえご可決下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 吉田義彦議員

これより、質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長 吉田義彦議員

ないようですので、質疑を終決いたします。

議長 吉田義彦議員

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長 吉田義彦議員

ないようですので、討論を終決いたします。

議長 吉田義彦議員

これより、採決いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議第10号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 吉田義彦議員

ご異議なしと認めます。よって、議第10号は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
**日程第11 議第11号 公設庄内青果物地方卸売市場業務  
条例の一部改正について**

**議長 吉田義彦議員**

次に、日程第11 議第11号「公設庄内青果物地方卸売市場業務条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局より詳細説明を求めます。事務局長。

**菅原一司 広域行政組合事務局長**

議第11号「公設庄内青果物地方卸売市場業務条例の一部改正について」ご説明申し上げ

げます。

今回、資料といたしまして、業務条例の一部改正案の他に、A4判1枚の「業務条例の一部改正の概要」という資料をつけさせていただいております。その資料に基づきましてご説明申し上げます。

今回の市場業務条例の改正につきましては、昨年の市場法の改正とそれから県の市場業務条例の改正を受けまして、当市場の業務条例についても改正が必要になったものであります。また、条例改正に当たりましては、市場内の卸会社2社、仲卸会社5社、それから青果物商業組合から、個別に意見を伺っております。また、市場内の関係者で組織しております市場取引委員会を、6月と7月の2回、それから市場運営協議会を7月に開催し、それぞれ、業務条例の改正についてご協議を行っていただき、今回提案いたしました改正内容で、今議会に提案することについてご了承をいただいているところであります。それでは、改正の第1点といたしまして、卸売市場内における物品の品質管理に関する規程を、第59条の2として新設したものであります。市場内にある卸売場・低温売場等の施設を使用するものから、その施設毎に品質管理の方法と施設毎の品質管理責任者を定めていただき、管理者である理事会に届け出てもらおうということにしたものであります。それから2つ目の大きな改正の第2点目は、売買取引に関する規制緩和であります。(1)といたしましては、相対取引の承認制廃止であります。現在は、地場の規格性のない青果物はせりが原則となっております。地場の規格性のあるものは、予定数量の2割をせりで卸売りすることになっておりますが、それぞれ例外も認めておりまして、その都度承認を取ることになっておりますけれども、事例も殆どなく、取引の迅速性を確保する意味から、承認制を廃止するものであります。(2)卸売業者による卸売業務以外の販売の容認でありますけれども、中央市場においては、市場関係者の経営悪化を受け、今回の改正で、卸売業者の経営の多角化を認めておりまして、当市場でも中央に準じた改正を行ったものであります。(3)卸売業者の買参人以外への卸売りできる要件の追加であります。これまでは、入荷量が多く残品が出ると予想されるとき、或いは残品が出た場合は、仲卸・買参人以外の者に販売できるとしてございましたけれども、今回この他に、卸売業者が他の市場の卸売業者と集荷の共同化など、卸売業務の連携する契約を結んでいる場合には、連携相手の市場の卸売業者・買参人に卸売りできるとしたことであります。それから、として、卸売業者が生産者と食品製造業者との契約に基づいて、新商品開発のため農産物を買参権のない食品製造業者等に販売する場合を追加したものであります。これにつきましても、中央に準じた改正となっております。(4)買付集荷の制限の撤廃であります。これまでは卸業者は委託集荷を原則としていたことから、卸売価格を自社で設定してはならないとしておりましたが、今回この規定を削除したことにより、委託集荷・買付集荷何れも自由に集荷可能としたものであります。(5)電子商取引による卸売の容認ですが、これまでは市場内に現物を運んで卸売りをすることが原則でありましたけれども、例外として現物を見なくても適正な取引ができるものについて、電子商取引を認めたものであります。(6)仲卸業者の直荷引きできる要件の追加ですが、これまでは、市場の卸業者から買入れることが困難な物を直荷引きできるとしてございましたけれども、先ほどの(3)と同様に、

として、卸業者同志が連携している場合、相手の卸業者から直接買入れる場合、 として、仲卸業者が業務用需要に対応するため、生産者から農産物を直接買入れて食品製造業者等へ販売する場合等を追加したものであります。(7)は、先ほどの(2)同様、仲卸業者にも仲卸業務以外の販売を認めたものであります。(8)は、生産者の出荷を誘引するための制度でありまして、あえて管理者が関与するものではないと思われるので、この規定を削除したものであります。なお、取引規制とは言うものの、(2)(3)(5)(6)及び(7)については、管理者である理事会は承認するに当たって、市場の取引業務に混乱が生じることのないように、予め、市場取引委員会の意見をきくものとしたものであります。3点目のその他でありますけれども、(1)として、仲卸業務の許可を法人に限定とすることでありまして、現在の当市場の仲卸は全て法人になっておりますし、今後仮に仲卸業務の許可申請があった場合には、一定の信用を確保する意味からも法人に限定するということとしたものであります。(2)取引情報の項目追加と市場電算システムに合わせた内容に改正したとすることでありまして、電子商取引による卸売りを認めるなど、せりと相対以外の取引形態が生じたことから、その項目を追加するとともに、平成12年度に当市場で運用している市場電算システムの内容に合わせて改正したものであります。(3)といたしましては、市場取引委員会の機能強化と市場運営協議会との統合であります。今回の規制緩和による混乱が生じないよう市場取引委員会の役割が強化されたことから、運営協議会と機能が重複する部分があることから、両組織を統合することとしたものであります。その他併せて、字句の修正も行っております。なお、施行日につきましては、品質管理の方法等を定め、届出期間・周知期間を考慮に入れて10月1日としたものであります。以上でありますので、よろしくご承認いただきますよう、ご協議お願い申し上げます。

**議長 吉田義彦議員**

これより、質疑を行います。

(「なし」の声あり)

**議長 吉田義彦議員**

ないようですので、質疑を終決いたします。

**議長 吉田義彦議員**

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

**議長 吉田義彦議員**

ないようですので、討論を終決いたします。

**議長 吉田義彦議員**

これより、採決いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議第11号「公設庄内青果物地方卸売市場業務条例の一部改正について」、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長 吉田義彦議員**

ご異議なしと認めます。

よって、議第11号は原案のとおり可決することに決しました。

---

## 日程第12 議会第1号 庄内広域行政組合議会運営委員会 条例の一部改正について

**議長 吉田義彦議員**

次に、日程第12 議会第1号「庄内広域行政組合議会運営委員会条例の一部改正について」を議題といたします。

5番 佐藤 勝議員。

**5番 佐藤 勝議員**

議会第1号について、ご提案申し上げます。

庄内広域行政組合議会運営委員会条例の一部改正について、ご説明申し上げます。この条例改正の提出者は、庄内広域行政組合議会議員 佐藤 勝、賛成者は同じく、野村廣登、同じく高橋一夫、同じく門田克己、同じく進藤 篤であります。この改正は、10月1日に予定されております南庄内6市町村が合併し、新たに「鶴岡市」が発足することに伴い、組合の構成団体に「村」がなくなることから、第2条第2項中、「各町村」を「各町」に改めるものであります。附則において、施行日を新たな「鶴岡市」が発足します10月1日としております。以上、よろしくご審議下さいますようお願い申し上げます。

**議長 吉田義彦議員**

これより、質疑を行います。

(「なし」の声あり)

**議長 吉田義彦議員**

ないようですので、質疑を終決いたします。

**議長 吉田義彦議員**

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

**議長 吉田義彦議員**

ないようですので、討論を終決いたします。

**議長 吉田義彦議員**

これより、採決いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議会第1号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長 吉田義彦議員**

ご異議なしと認めます。

よって、議会第1号は原案のとおり可決することに決しました。

---

## 閉 会

**議長 吉田義彦議員**

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、平成17年8月庄内広域行政組合議会定例会を閉会いたします。

(午後 4時35分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成17年 月 日

議会議長

議会議員

議会議員